

第3回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成24年5月9日(水)

ところ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

第3回篠山市まちづくり審議会議事録

平成24年5月9日(水)・第3回篠山市まちづくり審議会が召集される。

・ 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成24年5月9日(水) 午前9時30分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

・ 出席委員等の氏名

角野幸博委員 藤本英子委員 田中栄治委員 猪井博登委員

中川政和委員 大坪昇委員 上岡典子委員 森田和夫委員

谷垣友里委員

瀬尾保志オブザーバー(丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課長)

審議会開催のために出席した者の職氏名

まちづくり部 部長 長谷川正

地域計画課 課長 中筋吉洋

景観室 室長 横山宜致 係長 山下哲也 主事 村上稔

・ 会 議(開会:午前9時30分)

1. 開 会

(1) 委員10名中9名の出席があり篠山市まちづくり条例 第20条第2項の規定による2分の1以上の成立要件に達しているため本審議会が成立していることを事務局より報告を行う。

(2) 事務局を代表し篠山市まちづくり部長が謝辞を述べる。

(これ以後の議事について会長が議長となり進行)

2. 会長あいさつ

議長（会長）から各委員に対し、議事進行に関し協力を求める。

3. 議事録署名人の指名

議長から、議事録署名人として、名簿と出席状況により谷垣委員及び藤本委員の指名を行い、議事録が作成され次第、署名押印を行うことについて両名に確認を取る。

4. 審議事項

(1) 篠山市屋外広告物の基準（案）について

事務局から、『篠山市屋外広告物の基準（案）』の説明後、質疑応答を行う。

委員

P. 2にある屋外広告物の規定事項比較表であるが、県よりも大体厳しい内容となっているが、唯一壁面突出の項目については第2種禁止区域で県は×がついているのに市は となっている。また伝建地区の中で突出看板を禁止しているという状況で、市のほうでは伝建でそれを認めようという方向になっているということだが、どのような意図でこうなっているのかご説明いただきたい。

また、P. 11の許可区域について、12Mの基準は表の中では出てきていないが、それは適用されるということか。例えば12Mの建築物に4Mの看板を乗せると16Mとなるが、それを認めるのか、禁止とするのか教えて欲しい。

事務局

まず比較表であるが、県の壁面突出の基準は×になっているが、5㎡以下の場合には許可申請が不要となっている。×になっていてもこれをチェックする運用が現在は出来ていない状態である。運用上もし難いと考え、一箇所程度が突出するのは問題ないとする。

規模が小さいものはさほど大きな問題にはならないという判断より、突出については に変えたいということである。

また12Mの高さであるが、景観基準では12Mと定められているがそれはあくまでも届出・協議の基準である。実際には12M以上の建物も現状では建っている状態であり、まちの区域については高さをとる位置について明確な基準は入れていない。壁面については高さを入れてそれ以下に抑えてもらうという形にしている。

委員

12Mを越えて屋根の上に乗せても問題ないということか。

事務局

その通り。ただし、広告独自のものを建てるのは禁止にしており、既存の構造体(防火水槽や階段など)について掲出する場合は認めようということである。

委員

突出については禁止にすると問題が出てくるのか。 にしてしまおうと基準を緩めるということになるので、問題ではないか。

事務局

明確にしておこうということで、現況を踏まえた上で をつけさせていただいた。

委員

基本的な考え方としては、突き出し看板でもデザインがいいものも有りうるため、原則として認めるという考え方でよいか。

事務局

その通り。総表示は5㎡としており、かなり厳しいものとしているため、突出で大きなものを掲げるとは考えにくい。伝建地区では2㎡としており、事務量を考えるとこの程度が妥当であると考えられる。伝建地区については地域住民の理解も深いと考えられるため、地域で管理する体制も整っており、そういったところに委ねながら運用していきたいと考えている。

委員	第1種、第2種というのを区域で分けているため、運用を重視し分かりやすくなっていると思われる。一方でフレーム看板など体裁的な話があったが、ガイドラインのようなものはあるのか。
事務局	インター付近については店側の配慮もあり、フレーム看板などを設置いただいている。ただし指導だけであるため、今回は許可を加えてチェックする形で運用していきたいと考えている。
委員	周知ということも含めて、ガイドラインのようなものはあるのか。表だけを見てもなかなか理解し辛いこともある。
事務局	パンフレットで対応している。沿道の開発業者にはパンフレットも渡している。パンフレットに掲載している数値は一例で挙げているだけであるが、その数値で対応していただいております、効果は上がっていると考えられる。
委員	県のガイドラインは存在するのか。
事務局	パンフレットについては県のものである。市はそれを継承する形で指導しており、また効果も上がってきているので、そのガイドラインを適応するために厳しい基準で特定区域を設定した。
委員	兵庫県のほうであれば、屋外広告物条例の登録制度があったと思うが、それは市のほうではどのように運用しているのか。
事務局	屋外広告業の登録に関しては、屋外広告物法上、事務を行うのは県となっており、市へ事務委譲は行われていない。今後も登録については県が行うこととなる。

委員	市民への窓口設置などは考えているのか。
事務局	現在ではそこまでできていない状態である。今後検討していく。
委員	現在は業者にパンフレット等の内容を反映してもらっているが、今後市の姿勢等は必要になってくると思われる。
委員	のぼり旗について、市としてチェックを行うなどは行っているのか。
事務局	のぼり旗の取扱いについては、二週間以内についてはフリーとし、それを超える場合について、1ヶ月ごとに料金を頂くこととしている。ピッチを5Mと定めて乱立を防ぎたいとも考えており、県は基準を定めているため、市としても基準を定めていきたい。
委員	2週間以内が許可不要であれば、その分についてはノーチェックではないか。景観阻害や安全上の問題などもあるため、何かしらの対策は必要ではないか。
事務局	黒豆のシーズン等では、のぼり旗が目印となるなど、必要なものもあると考えられる。一律に禁止するのでは無理があるため、短期的なものやイベントに対応したものにするため、ピッチ等の運用に留めておきたい。また、質の向上も努めていきたいと考えている。
委員	業者が立てているものではなく、市やNPOが立てている公的なのぼりも問題となっている。横の繋がりを持って、啓発できるモデルとなってほしい。
事務局	市やNPOのものについては、景観室に相談などをしていただい

ているケースも多い。公共設置も含めて向上していくものだと考えている。

委員

色彩基準について、マンセル値の県基準の記載が資料に無いがどこに書いてあるのか。

また、P.5の自家用広告物禁止地域の彩度基準について、CIを省くということとアクセントカラーを2分の1とするということであるが、ここの中身について教えて欲しい。

事務局

県の基準は、彩度の高い色の数は2色以下となっており、また彩度10以下となっている。市はそれを継承する形である。ただし、赤と黄色系については彩度8以下でいきたいと考えている。どうしても企業色というものがあると思うが、県は3色まで認めているため、地域によって決めていきたいと考えている。他市事例なども参考にして運用できればと考えている。

委員

アクセントカラーについては、2分の1の根拠は何か。

事務局

2分の1というのは県の基準である。4色以上になると2分の1以下に抑えるような運用となっている。この基準で、2色で前面に入った事例もあったが、協議を行い2分の1以下に落としてもらった広告物については原案に比べると落ち着いたものになったという印象を受けている。

またこれについては効果的な事例等があれば教えていただきたいと考えている。

委員

今回の資料に県基準の数値は上がっていないけれども、ガイドラインか何かで数値は記載されているのか。

事務局

屋外広告物条例の施行規則でマンセル値等は記載されている。アクセントカラー 2 分の 1 については、県の基準に彩度の高い地色部分の面積を表示面積の 2 分の 1 以下とする規定があり、その基準の 2 分の 1 を採用している。

委員

地色の 2 分の 1 については分かるが、今回表現されている C I のアクセントカラーの 2 分の 1 以下の表記については、理解し難い。

事務局

イメージとしては、地色の部分を考えていたので、それが分かるように修正しておく。奇抜な色について、抑えていただけるようなものを考えている。

委員

ということは、アクセントカラーではないのではないか。地色を越える C I カラーは 2 分の 1 以下で通じるのではないか。業者が C I カラーを主張すれば断りきれないと思われるので、基準を決めなければならぬのではないか。

事務局

事務局の思いとしては、けばけばしい色を地色の 3 分の 1 以下に抑えたいと考えている。分かりやすいように表現を変更したいと思う。

委員

C I を省くということは、C I であれば良いという意味ではないのか。

事務局

C I であれば、10 以上でも良いということを含めている。企業イメージのカラーなので、それは尊重しようという考えである。ただし、基準以下に抑えていただくということである。

委員

地色の場合は彩度の高いものは 3 分の 1 にしてくれということ

か。

事務局

その通り。C Iについては10を越えていてもOKとしている。それは全国で適用しており、C Iの場合は10を超えていてもいいという考えである。ただし3分の1以下にするということである。許可地域では2分の1以下にしよう。

委員

書き方については修正をしておくこと。

禁止地域については色相も触れてあるが、紫や青については色相8以上はなかなか無いと思われる。色相で決めることは難しいので、もし分かりやすい基準にするということであれば、色相別にするよりも例えば画一的に8以下とするなどしても問題ないのではないか。青や緑については色相が8以上のものは中々無い。赤や黄以外ではそこまで気にならないものと考えられるため、8以下など分かりやすい基準にするべき。

事務局

県より厳しくする場合は根拠が求められ、色については非常に説明が難しい部分がある。特にけばけばしいと判断するのは赤と黄色であろうという判断から、この2色については2段階落とすという判断となった。禁止の山の部分などで8以下に統一したほうが分かりやすいなどあれば、色相表も見ながら検討していく。

委員

全体の彩度を下げるというわけでなければ、8以下に統一しても問題ないと考えられる。先程話に出たのぼりについても、庁内外での連携が必要であり、また市民から声が出てもいいのかなと思う。

委員

色彩基準について、建物の基準は出ており特に伝建は厳しい基準となっているので、それを看板の基準にもってくることは出来ないのか。調和するよというのが基本的な考えかと思うので、建物

の色彩基準から考えることも可能ではないか。

事務局

建物の色彩基準については、兵庫県の基準をそのまま継承しているため、伝建だからといって特に厳しい基準ではないが、兵庫県も看板は建物より緩い基準になっている。それを少し厳しくしているのが今の篠山市の案であり、伝建地区については修景効果もあるが、どの程度厳しくしていくかは難しいところであり、今後検討していく。他市事例等も参考にさせていただく。

委員

第二種禁止地域だけでも厳しくできないか。

C Iカラーについて、他市事例ではあるが文字と背景の反転などもあるので参考にしたい。

委員

交差点付近の看板について、信号付近に看板があると見難い反面、案内誘導があれば助かるということもある。うまくその辺りの調和が取れるような工夫をしていただければと思う。

伝建地区も含めてであるが、商工会に聞くと新しい業者がどんどん入ってきているが商工会には入らないという場合があると聞いている。地元で元から居るものは景観について関心があっても、このように新しい業者が入ってくることを含めて今後のことを考えると、もっと規制を厳しくしてもいいのではないかと。

また、行政指導については限界があると思うので、中途半端な状態にしておくのであれば、既存不適格などの内容について明確にしておくべきである。

事務局

交差点については県でも基準があり、それを適用している。また、資料P. 13の説明が漏れていたのを説明させていただく。

(資料P. 13を説明)

委員

可変表示について、ネオンサインの書き方がバラバラであるがこれは何か意図があるのか。

またデジタルサイネージでの色指導や、ネオンサインの屋上等での許可根拠について教えて欲しい。

委員

表示の違いについては、何箇所かあるので、内容について整理が必要である。LEDについて、また可変表示について輝度の問題なども出てくるため、県基準に準拠するのか、独自基準とするのか明確にする必要がある。

事務局

ネオンサイン等については基本的には兵庫県の基準をそのまま採用したいと考えている。ネオンサイン等の表記については文字数の関係などで変更したものであり、表記については改めさせていただきたい。

委員

可変タイプについては画像を流すものも含まれているのか。色などの規制はあるのか。

事務局

それも含まれるという考え方である。光源については基本的には市街地の内側へという考え方であり、地区の外に対してではなく内側(市街地)に包まれるというイメージで考えている。賑わいという意味でもある程度は必要かと考えている。ただし面積基準は適用されるので、3㎡以下で考えていこうと思っている。

委員

恐らくこのあたりは県でも曖昧なままであると思うので、県にこれらの根拠について確認する必要があると思われる。またこれからこのような看板は多く出てくると思われるので、何らかの先手を打って規制しておく必要がある。

委員	<p>基本的には県の基準を引き継ぐのが良いと思うが、光源の点滅が無いものについては抑えておいたほうが良いと考える。個人的な意見として、デジタルサイネージが内側向けの広告であるとは思えない。また文章について、禁止がどこまでかかるか分かりにくいので文章の整理は必要であると思われる。</p>
事務局	<p>県の記載としては分かりやすい表現になっているので、それも参考にする。</p>
委員	<p>県の基準を引き継ぐということであるが、屋上に関して見ると、県と市で表現の違いがある。県よりも緩くなっているように思えるが、それは何故か。</p>
事務局	<p>篠山市は用途地域が限られているというはあるが、都市部のように用途地域の徹底が図られていない現状がある。まちの区域も限られた部分であり、商業地においても派手な広告は限られた場所となるため、混在する用途で縛るのではなく、まちの区域として縛りをかけていきたいと考えている。</p>
委員	<p>第1種禁止地域について、壁面広告のところを見直していく必要があるのではないかと。また第2種についても、伝建となるのでネオンサイン等の取り扱いについて検討する必要があると考えられる。</p>
事務局	<p>壁面のネオンサイン等の取扱いについては、再度検討させていただきたい。</p>
委員	<p>屋上広告物についても検討が必要である。</p>
委員	<p>看板の文字の大きさについて、県条例などで規制はされていない</p>

のか。今重視されているのは高さや面積、数、色であるが、事例の写真を見ると文字の大きさはかなりインパクトがあり、高さ等と同等以上の影響があるのではないかと。

事務局

採用している市もあるが、道路標識については移動の速度で読み取れるかどうかで決まっているので、何らかの基準を以って決めることは可能とは思いますが検討させていただきたい。誘導看板については文字の大きさを決めている自治体もいくつかある。県レベルでは決めているところは少ないのではないかと。

委員

農村景観の中では文字の大きい看板があると暴力的に感じる。高さそのものよりも文字の暴力であると思うので、是非検討していただきたい。

委員

道路公団の道路構造設計所では、文字高は出ていなかったように思う。判読ということしか考えていないので、そのルールは無かったと思われる。

委員

現況の写真を用意していただいたのは、数値基準と照らし合わせて実際どう見えるかを踏まえて議論していただくために作成を御願いしたものであるが、これを見ると規制を如何にかいくぐるかというアイデアばかりが思い浮かぶ。数値基準についての意見をお聞かせいただきたい。

委員

前回の審議会での屋外広告物等調査結果について、既存不適格の数やそれに対する今後の考えを教えてほしい。

事務局

前回調査については、1 m²以上の広告物を対象に調査し、調査区域内で1556件の屋外広告物があったが、基準を検討する上での調

査であり、既存不適格メインの調査ではないため、明確な不適格の数値は出ていない。今後、基準を決めていくにあたって、既存不適格の数の認識は必要であると考えている。不適格の状況によっては指導方法の検討や基準の見直しも検討する必要があると考えている。

委員

今後、検討していくということだが、あくまで出ている数値についてはこれから出てくる広告物に対して考えているのではないのか。

事務局

既存の数値についてはこれで行きたいという考えは持っている。ただ既存不適格の多さによって、猶予期間の長さや更新時の助成措置などを検討することは必要であると考えている。既存不適格の数で数値を変更するということは基本的にはしたくないというスタンスである。現状の数値である程度の配慮はしており、総数で見て過半数はクリアする内容としている。

委員

前回の実態調査のときに教えていただいたオブジェなどの取扱いについてどうなっているのか。

事務局

特定できないものについてはモニュメントであるという考え方になる。特定や連想できるものについては広告物となる。

委員

景観という言葉だけを考えると、オブジェの取扱いはどうなるのか。経年劣化などで危険な感じを与えたりするため、ある程度の大きさを決めるなどは必要ではないのか。

事務局

モニュメントやオブジェの区別は非常に難しい問題であるが、一つの考え方として、一定の観念やイメージが伝わるものは広告とし

ている。一定のイメージが伝わらないものはオブジェという取扱いにしている。判定は微妙で難しいものであるが、ケースバイケースで判断していくものと考えている。

委員 危険性についてはどう考えているか。

事務局 広告物であれば対応できるが、そうでなければ対応し難い。別の法律等での対応になると考える。工作物の規模は規制で決まっているので、それで見えていくものになると思われる。

委員 まだ一議案報告事項が残っており、本件については次回で議論することになるが、今回の議案で他に何か質問はあるか。

委員 先程の市道の沿線での額縁効果を狙った事例があるということであったが、そのあたりを具体的な言葉として挙げていただきたい。

委員 数値基準について、県のものと変わることになり、説明責任が出てくる。これらの数値についての意見について、次回議論したいと考えている。事務局も根拠を持った説明が必要と思われるので、次回までに考えておくこと。

5 . 報告事項

事務局より、篠山市国道176号沿道地区整備計画(案)について、

- 1 . 建築物に限定せず工作物の取扱いについて検討すること
- 2 . 整備計画区域の考え方について、土地利用及び景観等総合的に判断し、関係住民等の混乱を招かないような区域取りを検討すること
- 3 . 協議会等との事前協議の仕組みについて検討すること

以上3点の答申について、篠山市の方針を報告した。

6. 閉会

次回、第4回の審議会日程を前回に決定したとおり5月31日（木）13時30分から開催する旨を伝える。

（以降、事務局が進行）

事務局より、各委員へのお礼及び次回以降の参加をお願いし、閉会の宣言を行う。

（終了：午前11時50分）